

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部改正

| | |
|--|---|
| 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 農林水産省 告示第一号） | 1 |
| 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 農林水産省 告示第三号） | 2 |
| 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 農林水産省 告示第四号） | 3 |

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^{金融}農林水産省^融告示第二号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第四十五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前三項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第四十五条（略） （新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p> |

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^{金融}農林水産省^融告示第二号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第四十五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前三項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第四十五条（略） （新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p> |

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融省告示第四号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第五十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3 前二項に規定する保証については、第百一条及び第百六条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第五十一条（略） （新設）</p> <p>2 前項に規定する保証については、第百一条及び第百六条の規定は適用しないものとする。</p> |